## 議第54号

証明書の交付等に関する事務の委託についての規約の変更について

証明書の交付等に関する事務の委託についての規約を次のように変更するため、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項 の規定により議決を求める。

平成24年6月5日提出

高山市長 國島 芳明

## 提案理由

外国人登録法の廃止に伴い変更しようとする。

証明書の交付等に関する事務の委託についての規約の一部を改正する規約 証明書の交付等に関する事務の委託についての規約(平成13年高山市告示第54号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(委託事務の範囲)	(委託事務の範囲)
第1条 甲と乙は、次に掲げる事務(以下「委	第1条 甲と乙は、次に掲げる事務(以下「委
託事務」という。)の管理及び執行を相互に	託事務」という。) の管理及び執行を相互に
委託する。	委託する。
(1) 甲の住民が乙において、又は乙の住民	(1) 甲の住民が乙において、又は乙の住民
が甲において行う次の書類又は証明書の	が甲において行う次の書類又は証明書の
交付の請求の受付及び当該受付に係る書	交付の請求の受付及び当該受付に係る書
類又は証明書の交付	類又は証明書の交付
ア〜ウ (略)	ア〜ウ (略)
工 外国人登録法(昭和27年法律第1	
25号)第4条の3第2項に規定する	
外国人登録原票に登録されている事項	
の証明書	
(2) • (3) (略)	(2) • (3) (略)

附則

この規約は、平成24年7月9日から施行する。